

京都外国語大学留学規程

平成 19 年 2 月 23 日制定

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、京都外国語大学学則（以下「学則」という。）第 44 条第 3 項及び京都外国語大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 36 条第 3 項の規定により、京都外国語大学（以下「本学」という。）の学部の学生（以下「学部生」という。）及び大学院の学生（以下「大学院生」という。）の留学に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この規程による留学とは、学生が外国の大学（学位授与権を有する正規の高等教育機関、又はこれに相当する教育研究機関をいう。）において学修し、本学が教育上有益であると判断したものをいう。

(留学の種類)

第 3 条 前条でいう留学の種類は、次のとおりとする。

- (1) 派遣留学：本学が外国の大学との間で締結している国際交流協定に基づき留学すること。
- (2) 認定留学：前号以外で外国の大学へ留学すること。

(留学生数)

第 4 条 派遣留学の留学生数については、国際交流協定により定める。ただし、認定留学については、特に定めない。

(募 集)

第 5 条 派遣留学の学生（以下「派遣留学生」という。）募集は、留学する年度の前年度に行うものとする。ただし、認定留学の学生（以下「認定留学生」という。）については、募集を行わない。

(出願資格)

第 6 条 出願できる者は、出願時から留学終了時まで本学の学部又は大学院に在学していなければならない。

- 2 派遣留学を希望する者は、国際交流協定大学及び本学が指定した資格を有していなければならない。
- 3 認定留学を希望する者は、学部生にあつてはアカデミック・アドバイザー及び学科長、大学院生にあつては指導教員の指導を受け、承認を得なければならない。また、第 2 条の規定による高等教育機関又は教育研究機関の入学許可を得なければならない。
- 4 博士前期課程の大学院生で、大学院学則第 20 条の規定により、長期履修を認められた者であっても、出願できる時期は 1 年次の春学期又は秋学期に限る。

(出願手続き)

第 7 条 留学を希望する場合は、前条の資格を有し、別に定める募集要項に掲げる書類を所定の期日までに国際部へ提出しなければならない。

(選考・決定)

第 8 条 派遣留学生及び認定留学生の選考・決定は、学部生については別に設置する留学生選考委員会、大学院生については、代表者会議の議を経て、学長がこれを決定する。

- 2 前項に定める留学生選考委員会の設置その他必要な事項については、別に定める。

(留学期間)

第9条 留学期間は、本学の学期を単位とし、1学期間又は2学期間とする。ただし、留学の開始時期及び終了時期については、当該留学の趣旨に応じて定める。なお、自然災害、疫病、国政又は国状等の学生の責めに帰することのできない理由により、本学が留学の中止を判断した場合は、留学期間の変更を認めることがある。

2 教育上特に必要と認められる場合は、2学期間の認定留学に限り、さらに2学期間を限度として留学期間を延長することができる。

3 前項の留学期間の延長を希望する場合は、留学期間が終了する3カ月前までに留学延長願を国際部へ提出しなければならない。この場合において、学長は学部生については留学生選考委員会、大学院生については、代表者会議の議を経て、当該延長の可否を決定するものとする。

4 留学期間中の学籍上の取り扱いは「留学」とし、留学期間は、修業年限及び在学年限に算入する。ただし、修業年限への算入は、京都外国語大学国内交換留学規程第2条に規定する「留学」と合わせて、2学期間を限度とする。

第10条 削除

(留学開始)

第11条 留学の開始にあたっては、次に掲げる書類を所定の期日までに国際部へ提出しなければならない。

- (1) 留学開始届
- (2) 誓約書
- (3) 海外旅行傷害保険証書の写し
- (4) パスポートの写し
- (5) その他本学が必要と認めた書類

(留学期間中の学費)

第12条 留学期間中の学費は、学則第44条第2項及び大学院学則第36条第2項の規定によるものとする。

(奨学金)

第13条 派遣留学生に対しては、本学から所定の奨学金を支給する。ただし、独立行政法人日本学生支援機構からの海外留学に関する奨学金受給者に対しては、本学から奨学金を支給しない。

(奨学金の返還)

第14条 留学の辞退、第20条の規定による留学の取り消し又は中止となった場合は、支給された奨学金のうち、辞退、取り消し又は中止となった期間(1学期間又は2学期間)に応じた全額を返還しなければならない。ただし、天災や不可抗力等、学生の責めに帰することのできない原因による場合には、全部又は一部の返還を免除することがある。

(留学期間中の報告)

第15条 留学期間中は、所定の報告書を国際部へ提出しなければならない。

(留学期間中の帰国)

第16条 留学期間中に疾病等やむを得ない理由により帰国する場合は、国際部へ届け出のうえ、許可を得なければならない。

2 自然災害、疫病、国政又は国状等により緊急を要する場合は、帰国を勧告又は指示することがある。

(留学終了の手続き)

第 17 条 留学終了後、次に掲げる書類を所定の期日までに国際部へ提出しなければならない。

ただし、留学先大学の学年暦等やむを得ない理由により所定の期日までに留学終了の手続きができない場合は、事前に国際部に連絡し、指示を受けなければならない。

- (1) 留学終了届
- (2) その他本学が必要と認めた書類
(単位認定の申請手続き)

第 18 条 単位の認定を希望する場合は、留学終了後、次に掲げる書類を所定の期日までに、教務部へ提出しなければならない。ただし、留学先大学の学年暦等やむを得ない理由により所定の期日までに単位認定の申請手続きができない場合は、事前に学部生にあっては教務部に、大学院生にあっては大学院事務室に連絡し、指示を受けなければならない。

- (1) 単位認定願
- (2) 留学先大学が発行した成績証明書又はそれに準ずるもの
- (3) その他本学が必要と認めた書類
(留学期間中に修得した単位の認定)

第 19 条 学則第 17 条・第 18 条及び大学院学則第 16 条・第 17 条の規定により留学期間中に修得した単位は、本学の卒業又は修了要件単位として次の上限単位の範囲内で一括又は振替により認定を行う。

なお、単位の認定にあたっては、筆記試験又は口頭試問等を課すことがある。

- (1) 学部生が 1 学期間留学した場合は、16 単位を上限とする。
- (2) 学部生が 2 学期間留学した場合は、32 単位を上限とする。
- (3) 学部生が留学期間の延長により、3 学期間又は 4 学期間留学した場合は、48 単位を上限とする。
- (4) 大学院生が留学した場合は、15 単位を上限とする。

2 前項でいう一括とは、留学先大学で履修した授業内容に関係なく授業時間数によって換算した単位を一括して授業科目区分毎に本学の卒業又は修了に必要な単位として認定することをいう。

3 第 1 項でいう振替とは、本学の授業科目に類似した授業科目を留学先大学で履修した場合に限って、授業時間数に応じて本学の卒業又は修了に必要な単位として認定することをいう。

4 単位の認定は、教授会又は大学院教授会の議を経て、学長がこれを行う。

(留学の取り消し又は中止)

第 20 条 留学を許可された者が、次の各号のいずれかに該当した場合、学長は学部生については留学生選考委員会、大学院生については代表者会議の議を経て、留学を取り消し又は中止することができる。ただし、緊急事態においては、学長の緊急要請による会議の議を経て、学長がこれを行う。

- (1) 外務省の「危険情報」及び「感染症危険情報」のレベルに基づき、本学学生の安全確保ができないと本学が判断した場合
- (2) 留学の開始前に留年が決定した場合
- (3) 本学及び留学先の大学又はそれに相当する機関において、本学の学生としてふさわしくない行為を行った場合及び修学の状況が不良な場合
- (4) 本人の事情により留学を継続できなくなった場合
- (5) 所定の期日までに必要な書類及び報告書を提出しない等、定められた義務を怠った場合
- (6) 学則及び諸規程に反した場合

- (7) 募集要項等に定める出願資格、申請資格または留学計画の条件を満たせなくなった場合
- (8) 確約書または誓約書に反した場合
- (9) 問診票の健康状態についての虚偽が露見した場合
- (10) 前項にかかわらず、本学が留学の取り消し又は中止を必要と判断した場合
(適用の除外)

第 21 条 休学の身分により外国の大学で学修する場合は、この規程を適用しない。

(短期留学の取り扱い)

第 22 条 短期留学とは、学生が外国の大学（学位授与権を有する正規の高等教育機関、又はこれに相当する教育研究機関をいう。）において、短期間（概ね 1 カ月程度）語学を研修し、本学が教育上有益であると判断したものをいう。

2 短期留学については、この規定を準用する。

(改 廃)

第 23 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 京都外国語大学海外留学に関する規程、京都外国語大学留学生派遣に関する規程及び京都外国語大学国内留学に関する規程は、平成 19 年 3 月 31 日を以って廃止する。

3 この規程の施行前に留学を開始した者については、この規程の施行後も、なお従前の規程による。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 1 月 29 日から施行する。

(平成 22 年 1 月 28 日改正、平成 24 年 1 月 26 日改正、平成 25 年 1 月 31 日改正、平成 26 年 3 月 17 日改正、平成 27 年 3 月 17 日改正、平成 28 年 3 月 17 日改正、

平成 29 年 3 月 17 日改正、平成 30 年 3 月 17 日改正、平成 31 年 3 月 13 日改正、
令和 3 年 1 月 29 日改正)